

# 大学図書館における身体障害者サービスの実態

国立大学図書館協議会

身体障害者サービスに関する調査研究班報告書

## 第 I 部

平成 9 年 6 月

国立大学図書館協議会

身体障害者サービスに関する調査研究班

## ま え が き

近年、春の合格発表の頃になると、全国各地の新聞紙上で、目の悪い学生や著しい肢体障害の学生がみごと難関を突破したとの朗報が珍しくなくなってきた。また、学生の指導や研究に携わる教官など職員にも身体に障害のある者の働く姿が散見されるようになった。

事実、本調査研究班のアンケートでも、回答を寄せた97国立大学のうち90の大学で身体障害者が在籍・在職し、その数は、学生が約300人、職員が約550人であり、それは、国立大学の総学生数・職員数のそれぞれ約0.05%、0.4%を占めていることが判明した。この趨勢は今後加速するものと予想され、総人口に占める身体障害者の比率が約2%であることを考えると、国立大学のキャンパスの中で身体に障害を持つ者の姿を見ることが日常的な風景となるのは、そう遠くないことであろう。

それにもかかわらず、国立大学附属図書館における身体障害者へのサービスの取り組み方は著しく遅れている。

本調査研究班は、このような状況を改善し、大学図書館において、身体障害者が健常者と出来る限り同等に、学習や研究に必要な図書館サービスを楽しむことができるよう、具体的提言を行うことを目的に設けられた。図書館の電子化が進む今日、新たな視点からも身体障害者への図書館サービスのあり方を検討することが急がれている。

本調査研究班は、任務期間を2年間として平成8年7月に設置された。そこで、最初の1年間に様々な実態調査に当てることとし、2年目に、電子的機器の実証的検証も経て、具体的提言を行うこととした。

従って、本冊子は、本調査研究班報告書第1部として「大学図書館における身体障害者サービスの実態」をまとめたものである。具体的には、身体障害者サービスに関する大学図書館の現状、身体障害学生の声、学識者の意見、読書支援機器・情報検索支援機器の現状、点訳・録音資料と著作権の問題などである。

本調査研究班としては、平成9年度において、これらの課題をより明確にし、報告書第2部として身体障害者サービスに関する「マニュアル編」を作成する予定である。

平成8年度の活動報告である本報告書は実態調査である。なによりもまず、すべての国立大学図書館関係者が、身体障害のある図書館利用者が置かれている現状を認識することが大事である。さらにまた、これらの数字や指摘を眺めていると、おのずと課題の所在と輪郭が明白になってくる。本冊子、第1章に現状と課題を整理して述べておいたので、各大学の早期の取り組みに役立てていただければ幸甚である。

平成9年6月

国立大学図書館協議会

身体障害者サービスに関する調査研究班

## 目 次

まえがき

I. 大学図書館における身体障害者サービスの現状と課題	1
II. 大学図書館における身体障害者サービスの実態調査	7
1. 大学図書館における身体障害者サービスの現状	7
1) アンケート調査の結果から見る大学図書館の現状	7
(1) アンケート調査の概要	7
(2) 調査結果から見る現状について	7
○大学全体に関わる事項について（設問A）	7
○図書館に関わる事項について（設問B）	10
2) アンケート調査単純集計表	17
設問A 大学全体に関わることについて	17
設問B 図書館に関わることについて	18
3) 「大学図書館における身体障害者サービスに関するアンケート調査」調査票	24
2. 国立大学在籍身体障害学生等の現状	37
1) 協力者	37
2) 施設・設備	38
3) 資料	40
4) サービス内容	41
5) 接遇等	42
6) その他	43
3. 身体障害者サービスに関する学識者の意見	44
1) 身体障害者への対応方針	44
2) 施設・設備	44
3) 資料	47
4) サービス内容	47
5) 接遇等	49
6) 図書館外との連携	50
7) その他	51
ご協力いただいた専門家	52
4. 読書支援機器及び情報検索支援機器の現状	53
1) 視覚障害者を支援する機器類	53
(1) 読書支援機器	53
(2) 情報検索支援機器（OPAC、インターネット検索）	59

2) 肢体不自由者を支援する機器類	6 3
3) 福祉機器の研究開発動向について	6 4
5. 点訳・録音資料と著作権法	6 6
1) 点字資料と著作権	6 6
2) 録音資料と著作権	6 8
3) 映像資料と著作権	6 8
4) 図書館における複製と著作権	6 9
5) 図書館と著作権処理	6 9

## 付録

1. 身体障害者サービスに関する調査研究班設置要項	7 1
2. 身体障害者サービスに関する調査研究班活動状況（平成8年度）	7 3
3. 平成8年度身体障害者サービスに関する調査研究班名簿	7 5

## I. 大学図書館における身体障害者サービスの現状と課題

本調査報告書は、第Ⅱ章以下に国立大学図書館を対象としたアンケート調査、身体障害学生からの聴き取り調査、学識者からの聴き取り調査、読書支援機器など情報検索支援機器の現状、点訳・録音資料と著作権法に関することがら等について詳細な実態調査結果を収載している。

この第Ⅰ章では、大学図書館における身体障害者サービスについてのそれらの詳細な実態調査にみる現状と、そこから想定される課題とについて簡潔に焦点化して紹介することとする。

各パラグラフ末尾の角括弧内の番号は第Ⅰ章実態調査編の該当章節番号を示している。

### 1. 現状

本調査研究班が99の国立大学図書館を対象に実施したアンケート調査によると、回答を得ることができた97校中、身体障害者が在学・在職しているのは90校、身体障害者数は学生が約300人、教職員が約550人である。国立大学の学生・教職員の総数に占める身体障害者数の比率(0.05%・0.4%)は、全国の総人口に占める身体障害者数の比率(2%)とくらべると、きわめて少ない。その結果、大学における身体障害者に対する関心は低く、対応は遅れている。

障害別の内訳は、肢体不自由が60%、内部障害が16%、視覚障害が13%、聴覚障害が11%である。障害別の分布比率は、全国レベルの身体障害者が占める分布比率とほとんど大差はない。しかし、学生と教職員とで比べてみると、学生は肢体不自由が67%、聴覚障害が17%、視覚障害が12%、内部障害が4%であるのに対し、教職員では肢体不自由が56%、内部障害が23%、視覚障害が13%、聴覚障害が8%となっており、対照的である。

[1. 1) (2) (設問A) ①]

大学としての身体障害者への対応方針があると回答した大学は40%であるが、成文化しているところはわずかに3校であった。

図書館としての身体障害者への対応方針があると回答した大学は20%であるが、成文化しているところはなかった。大学全体よりも図書館のほうが対応が遅れているのが特徴的である。[1. 1) (2) (設問A) ②・③]

身体障害学生からの聴き取り調査によると、ほとんどの身体障害学生が、授業や厚生活動等、大学で学生生活を過ごすに当たって、特定の協力ボランティアグループ、点訳サークル・手話サークルのボランティアなどの協力者を得ている。しかし図書館の利用に際しては、それらのグループの支援を得る場合もあるが、多くは図書館職員や、たまたま図書

館に来ている他の利用者に頼んでいるというのが実態である。[2. 1)]

国立大学図書館の本館 99、分館 64、部局図書館・図書室 179、計 342 中、それぞれ 97、62、179 から回答があったが、施設・設備で比較的良好に整備されているのは、出入口等のスロープ、障害者用トイレ、障害者用エレベーター、自動ドアである。対面朗読室、障害者用警報装置、館内用車椅子、カウンターに通じるインターホンを整備している図書館はわずかである。しかし、それらの身体障害者用施設・設備も、多くは、予め設計が盛り込まれたものではなく、たまたま当該学部等に身体障害学生が入学するに際し、対症療法的に整備されたケースである。[1. 1) (2) (設問B) ①]

身体障害者用の図書館資料の所蔵はきわめて少なく、それも点字図書がほとんどで、聴覚障害者用ビデオを所蔵しているところは 1 館もない。[1. 1) (2) (設問B) ②]

読書支援サービスは、本館、分館、部局図書館・室あわせても 6 館しか実施していない。  
[1. 1) (2) (設問B) ③]

情報検索支援サービスを実施しているのは、本館、分館では 15～17%、部局図書館・図書室では 8%弱であり、読書支援サービスよりは多いが、きわめて不十分である。その内容は、代行検索や検索補助である。[1. 1) (2) (設問B) ④]

図書館職員による車椅子等の介助的支援について図書館でマニュアル化しているのは、本館で 20%弱、分館、部局図書館・図書室で 3～6%にすぎない。また、障害者サービスのためボランティアとの協力を実施しているのは 2 館にすぎない。さらに、身体障害者サービスに関する利用者教育・広報・職員研修などを実施している図書館もわずかである。  
[1. 1) (2) (設問B) ⑤・⑥・⑦・⑧・⑨]

大学図書館における身体障害者用の機器設備は十分に整備されている状況にはないが、本調査研究班が市場調査をしたところによれば、次のような支援機器が入手可能であることが分かった。

視覚障害者を支援する機器としては、拡大読書器、音声合成装置による音声読書器、パソコンの画面を拡大表示する装置、パソコンの画面読み上げ装置、パソコンの文字を点字に変換するピンディスプレイ、自動点訳ソフトによって点訳し点字ディスプレイや点字プリンタに出力する装置、小型カメラでとらえた文字の形を触知盤に振動として伝えるオプタコン1)などがある。

肢体不自由者を支援する機器としては、自動ページめくり機、音声によってパソコン操作ができる装置、ジョイスティックを改良して使いやすくしたポインティングデバイスな

どがある。

これらの福祉機器は、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所などの研究機関で研究開発が進められている。[4]

## 2. 課題

国立大学図書館へのアンケート結果をふまえ、身体障害学生の聴き取り調査で出された要望や学識者からの聴き取り調査で指摘された事項等を総合すると、大学図書館における身体障害者サービスの課題として以下のようなことが考えられる。

大学図書館が提供できる身体障害者サービスの内容を成文化して公表することが、まずはじめになすべきことであるかも知れない。身体障害者サービスの内容項目が図書館利用案内として明確に提示されていれば、身体障害者も図書館を利用しやすいし、図書館職員相互の共通理解も形成しやすい。障害の種類に応じてどのようなサービスを提供し、どのような媒体によってどのように障害のある図書館利用者にもれなく案内できるかが課題である。[3. 1) - 1]

施設・設備の課題としては、視覚障害者のためには誘導鈴<sup>2)</sup>、エレベーターの音声ガイド、点字ブロックや音声合成・自動点訳等の機能がついたパソコン、OCR<sup>3)</sup>、対面朗読室、拡大読書器、オプタコン等の整備をあげることができる。パソコン、OCR、拡大読書器、対面朗読室などの施設・設備は、利用しやすい位置に集中して配置する配慮が必要である。

聴覚障害者のためには、電光掲示板、補聴器用磁気ループ<sup>4)</sup>、ワイヤレス式振動呼出し器<sup>5)</sup>などが必要となろう。

肢体不自由者のためには、身体障害者専用駐車場、スロープ、自動ドア、身体障害者用エレベーター・トイレ等が必要である。すでにスロープが設置してあるところでも、手動の車椅子で無理なく通過可能な長さであるか、松葉杖使用者のための手すりがあるか等の点検をすべきである。また、施設・設備が整っていても、スロープの前に自転車が放置されていたり、書架の間に踏み台があったりして、車椅子が通行できないことのないような配慮も必要である。[3. 2) - 1]

サービス内容に関しては、図書館蔵書目録の電子化の進展の著しい今日、なんといっても視覚障害のある利用者に、どのような方法で利用者自身の手でOPACを容易に検索できるようにするかが最大の課題である。蔵書目録の検索は、調査・研究の入口であるのだから、視覚障害をもつ利用者のいる全ての大学図書館で、速やかな対応が迫られている。資料探索の可能性を広げるためにOPACの検索対象に学術雑誌・図書の目次や索引が含

められることも望ましい。また、対面朗読室にはメモをとるためのパソコンを設置し、利用者がフロッピーで持ち帰れるような対応を具体化することも課題である。さらに、異なるキャンパスや、同一キャンパス内であっても異なる図書館、分館等に、障害のある利用者が難渋しながら図書資料の貸借に赴かなくてもすむよう、学内の図書館・室間の相互貸借を実現するということも課題である。〔2. 4〕]

電子図書館の機能の充実は、健常者に対するサービスを改良するとともに、身体障害者の情報アクセスの可能性を飛躍的に拡大するものである。ひとつは、ネットワークを通じてサービスが提供できるので、身体障害者は直接図書館まで足を運ばなくても、自宅や研究室から図書館を利用することができる。もうひとつは、資料が電子化されることで、通常の印刷媒体に加えて拡大文字、点字、音声による出力が容易になり、身体障害者が利用できる資料の範囲が広がることになる。特に視覚障害学生や聴覚障害学生を受け入れている大学教官からは、現在、全国のあちこちの大学で、個別に電子点訳され、散在して所有している専門書の電子点字資料を、国立大学の図書館が、ネットワークを組んで、相互に利用できる体制を整備してほしいという強い要望が出された。これはきわめて切実な課題であると同時に、著作権処理という相当やっかいな問題を乗り越える必要がある課題でもある。〔2. 2) - 2、3. 2) - 2〕]

身体障害者のための資料としては、視覚障害者のためには、点字図書、録音図書、拡大図書等の形態の資料が考えられるが、それに加えて、対面朗読等の読書支援サービスや読書支援機器の設置を検討すべきであろう。聴覚障害者のためには、字幕入りビデオの整備が課題となる。〔2. 3)〕]

図書館サービスの基盤となる広報や職員の対応についても考慮すべき課題が多々ある。

新しいサービスを始めたときなどには、身体障害者には個別に通知したり、点字版、録音版、拡大活字版の案内を作成したりする配慮が必要である。

カウンターでの対応に関しては、図書館職員を対象とした身体障害者サービスの研修を行うとともに、身体障害者サービスを統括し、調整するコーディネーターを配置することも検討すべきである。

災害時の対応についても、視覚障害者のための音声による案内、聴覚障害者のためのフラッシュやライトの設備、肢体不自由者のための介助の体制を検討する必要がある。

〔2. 5)、3. 5)〕]

身体障害者サービスのためには、様々な協力体制も打ち立てなくてはならない。

大学内に複数の図書館があるところでは、学内の図書館間の連携体制を整えることから始めるべきであろう。



複数の大学間で、身体障害者サービスの経験を共有できるような体制を整備することも考えられてよい。

学内のサークルはもとより、学外の対面朗読サークル、点訳サークル、手話サークルなどのボランティアとの協力関係を樹立することは早急に手をつけるべき課題である。

[3. 6)]

これらの課題への対応については、学識者の意見の中には、身体障害者サービスは図書館の基本機能であるので、図書館職員に専従者を置いて積極的、全面的に取り組むべきである、とするものと、各図書館で事情が異なるので、可能な範囲を明確にして、学内外の協力のもとに弾力的に取り組むべきである、とするものがあった。[3]

最後に、身体障害者のための読書支援や資料作成の際に生じる著作権法上の問題について調査した。

著作権法と関わる課題としては次の3つがある。

著作権法第37条は、公表された著作物の点字による複製を許している。図書館で、自動点訳システムなどを活用して、点字による複製サービスができるかどうかを検討することは課題のひとつである。

著作権法第31条の「図書館等における複製」は、一般的には紙コピーの複写物について規定しているものと理解されているが、規定上は複製の媒体は特に制限されていない。したがって身体障害者のために図書を電子媒体に複製して提供することも同条の定める条件の範囲内であれば可能と考えられ、これから身体障害者サービスを展開する際のひとつの課題となろう。

パソコンによる自動点訳システムの処理過程で生成される点字電子テキストをネットワーク上で提供することは、著作権法第23条の有線送信権に抵触するが、電子化された教科書などをネットワークで転送して点字などに出力できれば、身体障害者の資料入手の範囲が大きく広がることになる。著作権法上の問題をクリアして図書館間の相互協力の枠内でこのようなことを実現する方途をさぐることも課題である。[5]

- 1) オプタコン 小型カメラでとらえた文字の形を、そのまま、100本のピンが配列された触知盤に振動として伝え、それを指先で読み取らせる装置。
- 2) 誘導鈴 一定の場所から一定の時間間隔でチャイム音を発生させ、視覚障害者に位置と方向の感覚を与える装置。
- 3) OCR (Optical Character Recognition) 印刷された文字を光学的に読み取り、電子的な文字コードに変換する装置。図書の情報をフロッピーディスクなどに変換

することができる。

4) 補聴器用磁気ループ

騒音や部屋の反響に悩まされる補聴器使用者が、床などに張られた磁界を発生する線（ループ）の中にと、アンプで増幅されたマイクの音を明瞭に聞くことができる装置。

5) ワイヤレス式振動呼出し器

呼出し装置のボタンを押すと、利用者に渡した装置が電波を受信して振動するもの。

## II. 大学図書館における身体障害者サービスの実態調査

### 1. 大学図書館における身体障害者サービスの現状

#### 1) アンケート調査の結果から見る大学図書館の現状

##### (1) アンケート調査の概要

国立大学図書館における身体障害者サービスの実態と問題点を具体的に把握するため、本調査研究班は平成8年9月24日付けでアンケート調査を実施した。

調査対象は、国立大学図書館協議会加盟の99大学のすべての中央図書館（本館）及び分館と、「平成8年度大学図書館実態調査」の調査対象となっている部局図書館・図書室とし、部局図書館・図書室の具体的な選択については、各大学の判断に任せた。また、調査日は、平成8年9月1日現在とし、アンケート中で使用している用語の定義は、身体障害者福祉法の定義に準ずることとした。

調査票の内容は、大学全体に関わる事項を尋ねた設問Aと、図書館に関わる事項を尋ねた設問Bに分け、本館については設問A・設問Bの双方の、分館及び部局図書館・図書室については設問Bのみの回答を依頼した。

その結果、煩雑な調査内容にもかかわらず、本館は調査対象99館中97館から、分館は同じく64館中62館から、また部局図書館・図書室については各大学に選択を任せたにもかかわらず実に179の図書館・図書室から、回答を得ることができた。

##### (2) 調査結果から見る現状について

#### ○ 大学全体に関わる事項について（設問A）

##### ① 大学に在学・在職する身体障害者

設問Aでは、まず各大学の図書館が把握している、大学に在学・在職する身体障害者の人数、及びその障害別の内訳を聞いた。その結果、身体障害者の在学・在職については、97校中90校から現在在学・在職中、1校から過去に在学・在職していたとの回答があり、大部分の国立大学に身体障害者が在学・在職していることが明らかになり、身体障害者の在学・在職が決して特殊な状況ではないことがわかった。

1996年12月発行の『障害者白書・平成8年度版』によれば、全国の身体障害者（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害）数は約270万人であり、総人口の約2%を占めているが、今回の調査によれば、国立大学における身体障害者数は、学生が約300人、教職員が約550人であり、1996年3月発行の『平成7年度学校基本調査報告書（高等教育機関）』による国立大学の総学生数・教職員数のそれぞれ約0.05%・0.4%を占めている。

また、在学・在職中の身体障害者全体の障害別の内訳では、肢体不自由が最も多く全

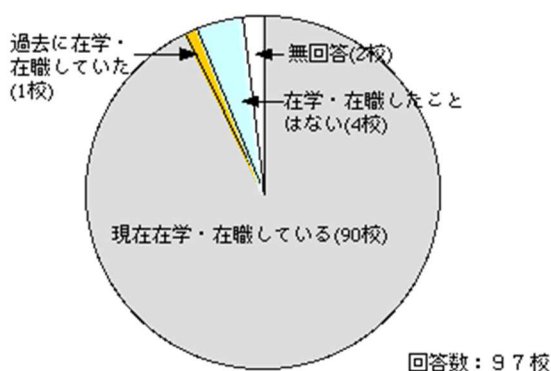
体の60%を占め、ついで内部障害が16%、視覚障害が13%、聴覚障害が11%であった。

『障害者白書・平成8年度版』によれば、平成3年の「身体障害者実態調査」による全国の身体障害者の障害別の内訳は、肢体不自由が57%、内部障害が17%、聴覚障害が13%、視覚障害が13%となっており、大学における身体障害者の障害別の内訳も、全国の構成比と似た傾向を示している。

次にこの内訳を学生・教職員別に見ると、学生では、肢体不自由が全体の67%を占め、以下聴覚障害が17%、視覚障害が12%、内部障害が4%という割合となり、教職員では、肢体不自由が56%、内部障害が23%、視覚障害が13%、聴覚障害が8%となっている。学生と教職員との間で明らかに数的な差が生じていたのは内部障害であるが、これは年齢が加わるとともに病気等によって障害を発するケースが多いためであると考えられる。

**(設問A-1)**

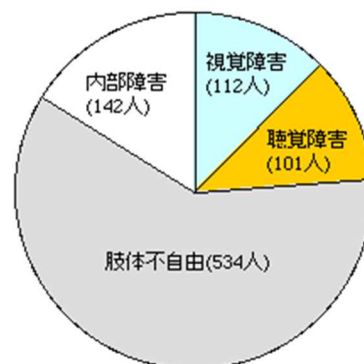
大学に身体障害者は在学・在職していますか



**(設問A-1-ア)**

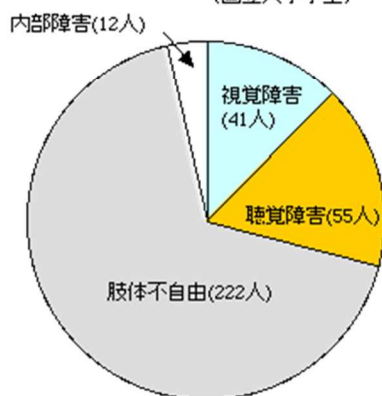
現在在学・在職している障害者の障害別内訳

(国立大学学生・教職員全体)

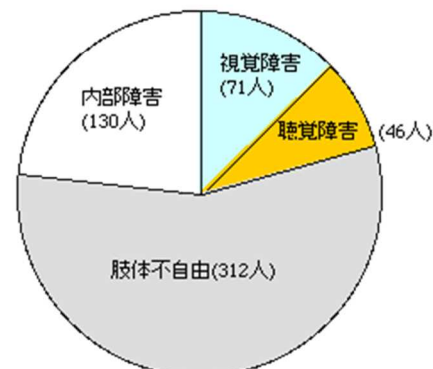


現在在学している障害者の障害別内訳

(国立大学学生)



現在在職している障害者の障害別内訳



**② 大学としての対応方針、連絡調整等**

大学としての身体障害者への対応方針の設問に対しては、40%の大学は大学としての対応方針があるとの回答だったが、成文化しているとの回答があったところは

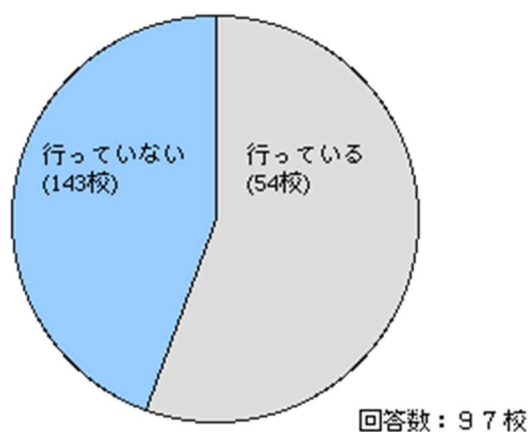
わずかに3校のみであった。

また、大学として身体障害者へのサービスに関する部局間での連絡調整を行っているかどうかを尋ねたところ、50%以上の大学が連絡調整を行っていたが、その担当部局は、学生に関する問題では学生部・課、教職員に関する問題では庶務（総務）部・課である傾向がみられた。

アンケート後に追跡調査として電話で実態を聞いた結果では、対応方針を成文化していると回答した大学の具体的な内容としては、たとえば入試の時の対応方針や、身体障害者の受入や修学に関する委員会等の組織に関する規則類の整備をあげている。対応方針が成文化されていないと回答があった大学においても、過去の経験に基づき個々の事情に応じて対応しているものと推測される。

**（設問A-3）**

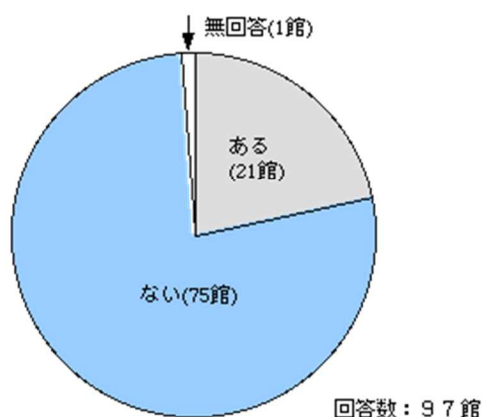
**大学として部局間での連絡調整を行っていますか**



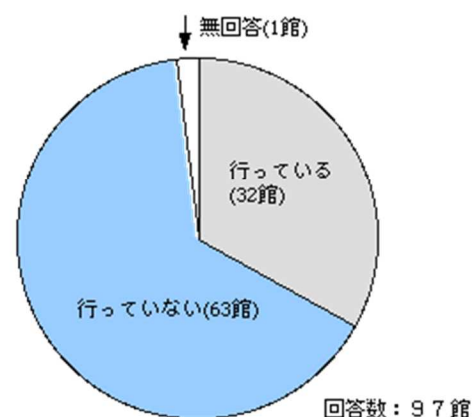
**③ 図書館としての対応方針、連絡調整等**

図書館としての身体障害者への対応方針の設問に対しては、21館（20%）から対応方針があるとの回答を得たが、これは大学としての対応方針がある場合と比べ、かなり少ないといわざるを得ず、成文化しているところも1館もなかった。また各分館等との連絡調整についての設問でも、33%の図書館が行っているに過ぎず、国立大学図書館としては、身体障害者サービスに関する対応が、大学としての対応に比べても十分には行われていないことを示している。

(設問A-4)  
図書館としての障害者への対応方針はありますか



(設問A-5)  
分館・係間の連絡調整を行っていますか



○ 図書館に関わる事項について (設問B)

① 施設・設備

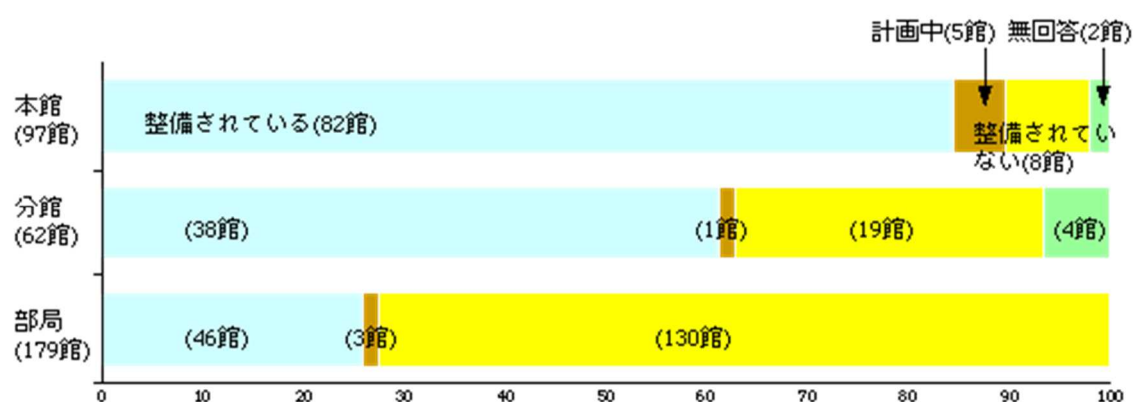
図書館の建物・施設等の整備状況を尋ねた設問では、施設・設備については、本館は85%(計画中のものをいれると90%)が整備されているのに対し、分館は60%が、また部局図書館・図書室は25%が整備されているに過ぎない。分館、部局図書館・図書室については、整備を計画中のところもきわめて少なく、図書館の規模によって施設・設備の整備状況に大きな差があることが明らかになった。

また整備されているものとして多いのは、出入口等のスロープ、障害者用トイレ、障害者用エレベーター、自動ドアである。また、対面朗読室は本館で7館、部局図書館・図書室で1館設置されていた。他方、障害者用警報装置(聴覚障害者用警報装置、職員呼出用警報装置等)が整備されていたのは、本館で5館、分館で2館、部局図書館・図書室で3館しかなかったが、これは防災上の問題はもとより、日常的な身体障害者の安全上にも問題である。さらに館内用車椅子(常備のもの)は本館で2館、分館で1館用意されているだけであった。

なお、その他の施設・設備としては、障害者入口やカウンターのある階以外からカウンターに通ずるインターホンを設置しているとの回答が複数館からあった。

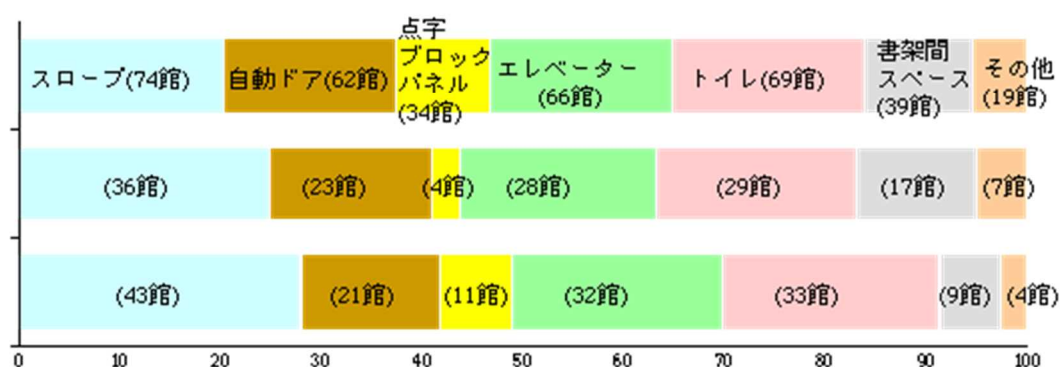
(設問B-1)

図書館の建物・施設等は障害者に対する配慮をもって整備されていますか



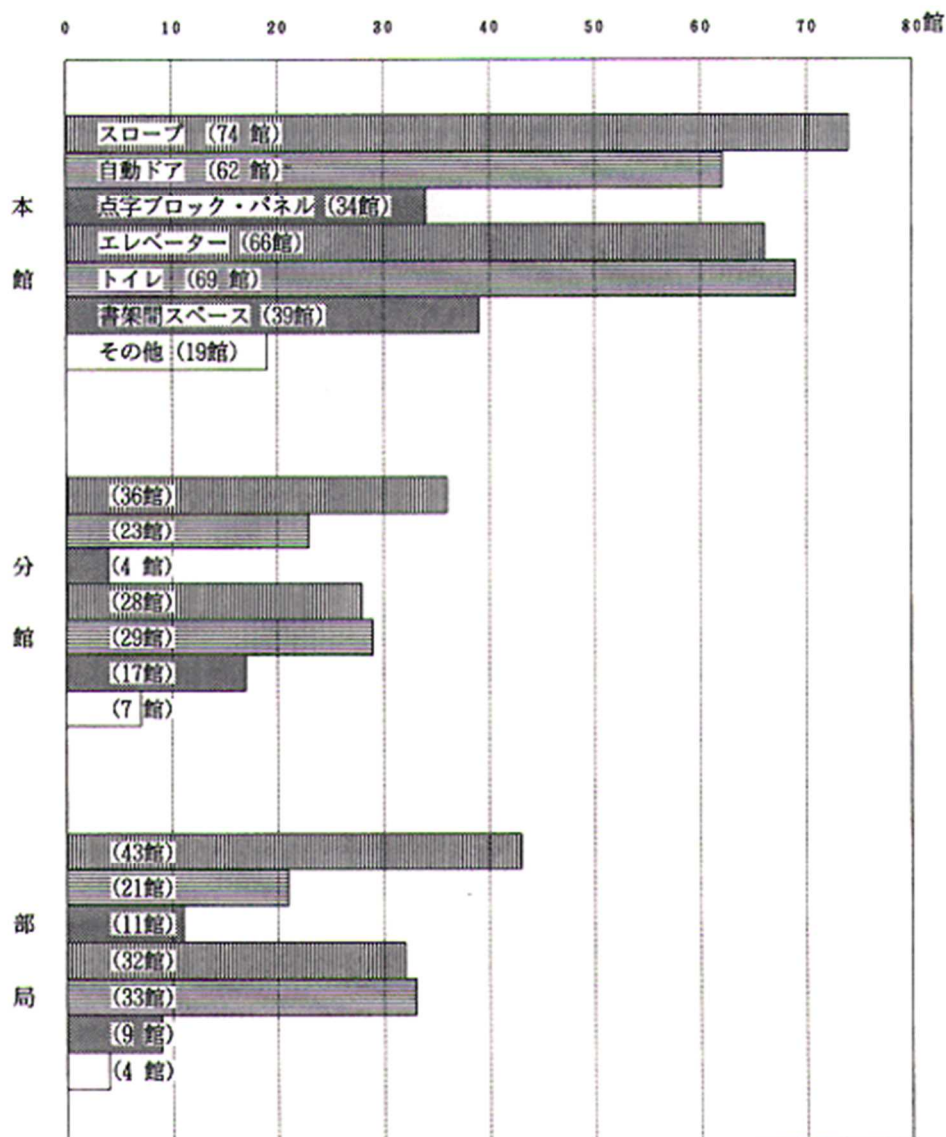
(設問B-1-1)

図書館の建物・施設等で整備されているもの(構成比、複数回答あり)



(設問B-1-1)

建物・施設等で整備されているものの実数(規模別)



## ② 資料

身体障害者用の図書館資料は、本館で20%が所蔵している他は、分館、部局図書館・図書室とも1~2%しか所蔵しておらず、全体として障害者用の図書館資料の所蔵はきわめて少ないことが明らかになった。また、所蔵している場合でもその大部分は点字図書であり、聴覚障害者用ビデオを所蔵しているところは1館もなかった。なお、資料の配置に対する配慮として、点字図書等は対面朗読室や点字資料室等に別置している図書館が多い。

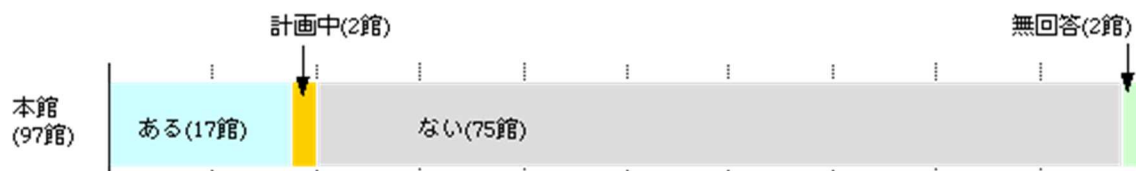


### ③ 読書支援サービス等

所蔵図書等の身体障害者に対する読書支援サービスについての設問では、読書支援サービスを実施している図書館は、本館、分館、部局図書館・図書室のすべてをあわせても6館に過ぎず、ほとんど実施されていないことがわかった。また実施している内容は、大半が対面朗読であるが、図書館が朗読のためのボランティアを斡旋している例は1館しかなく、大部分は障害者自身が朗読ボランティアを見つけ図書館の対面朗読室を利用して対面朗読を受けている。

また、読書支援のための施設・設備・機器等に関する設問では、本館については18%が、分館、部局図書館・図書室については3～4%が設置していると回答しているが、設置されているものとしては拡大読書機、車椅子用閲覧席が主である。

#### (設問B-4) 読書支援のための施設・設備・機器等の有無



### ④ 情報検索支援サービス等

身体障害者に対する情報検索支援サービスについての設問では、情報検索支援サービスを実施している図書館は、本館、分館では15～17%、部局図書館・図書室では8%弱であり、実施している内容は、代行検索や検索補助である。また、代行検索等を行うデータベースとしては、OPACや館内・学内で提供されているデータベースが主であるが、学内利用者にとっては、こうした学内作成のデータベースは利用できるのが当然である。しかし、現実には、障害を持つ利用者は、OPACを検索することさえ困難な状況があることが改めて明らかになった。











































































































































